

平成28年第4回 総務文教委員会会議録

平成28年6月10日

第2委員会室

開 会： 9時58分

委員長 近藤 純二

副委員長 林 忠義

2番委員 安藤 直実、3番委員 後藤 康司、4番委員 小澤 建男、

5番委員 水野 功教

委員長 ;おはようございます。定刻少し前ですが、只今から平成28年第4回総務文教委員会を開会いたしたいと思えます。本日の会議は、去る6月3日の本会議において当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願ひします。それでは始めに市長さんからご挨拶をお願ひします。

市長 ;おはようございます。早朝から総務文教委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。去る6月3日の本会議で当委員会に付託されました議第69号恵那市議会政務活動費の交付に関する条例の制定の他4件、合わせて5件の審議を頂きます。よろしくお願ひいたします。私は今朝、近藤委員長さんと一緒にマレットゴルフの市長杯という大会がありましてご挨拶に行ってきましたが、平均年齢70歳だと思えますけど95名の方がマレットゴルフの大会をやってみえました。その中では山岡町の堀尾さんという大正14年7月生まれの方もおられて、80歳以上が21名おられたと。こういうことで、まさに高齢者が頑張っている姿を見ましたが、これは来たる9月24、25日の全国レクリエーション大会では唯一恵那市はマレットゴルフと弓道をやることになっております。そういう意味では、盛り上げていただくという事が大事だと思えますし、マレットゴルフのスポーツ性というのを全国に発信していただけたらと思えます。皆さんもそういう方がみえましたら声をかけていただくよう、お願ひしたいと思えます。それでは、どうかよろしくお願ひします。

委員長 ;ありがとうございます。続きまして、議長さん、ご挨拶をお願ひします。

議長 ;皆さん、おはようございます。早朝より委員会への出席、大変ご苦勞様でございます。本日は、去る6月3日の本会議にて当委員会に付託された議案の審査でございます。当委員会には議員活動に関わる議案もあります。慎重審議をよろしくお願ひ申し上げ挨拶とします。よろしくお願ひします。

委員長 ;ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認してからお願いいたします。

委員長 ; それでは、「議第 69 号 恵那市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。ご質疑ありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 報酬審議会からの答申という事ではありますが、諮問はどうであったのか。どういう格好でどういう諮問だったのか。それに対してどういう答申だったのかをお伺いしたいです。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 諮問の内容でございますが、3月25日に議長から市長宛に議会議員の報酬等の見直しの申し入れを頂きました。1、議員報酬については27年9月3日付け報酬審議会の答申を踏まえて検討いただくこと。2点目が政務活動費については議員の質の向上を図る上で重要な経費である事から条例規則等の整備を行うこと。3点目、上記に関する条例等の改正が必要なものについては早期に改正すること。この3点の申し入れをいただきました事に基づきまして、報酬審議会を4月18日と25日両日にわたって開催をしていただき内容の審議をさせていただき答申をさせていただいたところでございます。この件については、今回の条例として報酬の額のアップ、それから政務活動費の条例設置といったものを早期にということ今議会に提出をさせていただくこととなったというのが経過でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 今回、議会のほうからはそういう申し入れがあったわけですが、これについて定数減という風なこともあったと思うのですが、定数減とは関連しないと私らは認識しますが、それについてはどのような見解でしょうか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 政務活動費の件については議員の定数云々という事はまったく別といたしまして、22年に報酬審議会を開いて4,000円であった政務調査費については廃止すべきという答申をさせていただきました。それを受けて議会としては24年度から廃止をされているという経緯がございますけど、合併時の30人の定数が今回18人になっていくという

ことの中から、議員活動として少数精鋭になるという事を踏まえまして議員活動として必要な経費については与えるべきだというのが市民を代表する審議会としての答申内容でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; わかりました。それで、条文のほうに入りますけど、今までは会派という事があったのですが、議員個人とされたのは何故か。これは決して恵那市だけでなしに全国でもそのような事はあるようですが。答申にもそのような意見があったのか。それとも市長の判断なのか。それについてお伺いします。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 審議会の審査の内容の中で、会派ではなくあくまでも議員個人の資質の向上。それから政治に関する活動、政務に関する活動、こういったものに必要な経費という考えから審議会の条件として個人に交付をすべきだというのが内容でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 運用について、条例の各条で規定されているようですが、これについては議会いわゆる議長と相談をしてこのような文案にされたのかどうか。その経過を教えてください。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 条例案につきましては市長提案ということで報酬審議会の中で要点として出された個人に交付すべき。金額は 12 万円。請求書等の領収書等の添付。上半期下半期いわゆる 9 月と 3 月の 2 回にわたって前金ではなく事業を行われたものの精算でお支払いをさせていただくこと。こういった要点が審議会から市長に答申されておりますので、その内容を踏まえて市長部局として作成をさせていただいたところでございます。なお、詳細の規則やマニュアル等につきましては、今後議会事務局と調整をさせていただき 11 月の適用までに整備をさせていただくという予定でおりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 第 4 条に政策活動費は政務活動費を充てることのできる経費の範囲とあるわけですが、議員個人に対する配布、議員個人個人のレベルアップというようなことですが、提案や政策作りについては 1 人ではなくチームを組んで行くと。恵那市議会は会派制度をとっています。会派の中でいろいろ研究していくということもあるので、そのようなことについての配慮とか。それは運用の中で考えていけばいいという風に理解しておけばよろしいですか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 条例上、議員の職にあるものに対して交付するという条例を設けさせていただいておりますので、それを根拠にいたしますと、そういった適用は運用の中では難しいと思います。ただし、議員の皆さんが会派として研修を行われる場合について、その経費については当然議員個人の自己研鑽という事が根底にありますので、そういったものにつきましては、参加された議員全員で按分をするなど、そういうことでの領収の確認は可能であるという風に考えております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; もう少し会派制度を尊重させていただいて、運用の中で会派でもやっていける方法を認めていただけないかという風に考えるが。そのほうが政策提案や研鑽なんかについてもやり易いのではないかと思うのですが、ご見解は。今後の課題にしてもらっても結構ですけど、お考えを聞かせていただければと思いますが。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 先ほどから申し上げますとおり、第2条において議員の職にあるものに対して交付するという条例文となっておりますので。例えば会派で行われる研修等については当然自己負担で出される。この経費についてはあくまでも議員の皆さん個人の自己研鑽。それから第4条にありますような活動に資するということで、当然この12万円では政務活動というものは十分でないという事も言えるかもしれませんが、あくまでも一部として交付させていただく条例原案となっておりますので、そういった意味でご理解を賜りたいと思います。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 報酬審議会の方が本当に熱心に議論されて私も議事録で確認させていただいております。議員個人の資質向上が目的ということで、私としては必要な経費、資質向上のためということで限定して必要な経費だと思います。具体的に条例の7条の透明性の確保という風にあります。条例上では透明性の確保に努めて情報公開を行うという具体的な方法というのは条例の中では言及されておきませんので、その点についてお尋ねしますが、報酬審議会のほうでは領収書添付、使用目的、内容、成果についてそれぞれ公表せよというような話を聞いておりますが、例えば領収書添付や目的、内容などはわかるのですが、政務活動費を使って成果というところまで公表してくださいという風にはありますが、具体的に成果というところをどのように議員としては表すのか。細かい話になりますが、大事な事だと思います。まずそれをお尋ねします。成果についてをどのように公表するか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 具体的な部分につきましては、条例から今度は規則や運用マニュアルの中で議論をしてしっかりと定めていく事になると思いますが、あくまでも成果はそれぞれの議員の活動によって成果の内容も異なってくると思いますけど、いわゆる自分として成果というものでアピールできるもの。この経費をこう使った事により私の研修の成果がこうありました。その成果を元にこういう活動に向上させました。そういった部分をそれぞれの議員の皆様が活動の中で市民の皆様に向かってPRをしていただくということが重要ではないかと。個人的な意見にはなりますけども、審議会の委員の皆様の見聞を聞く中では、そのように捉えたところでございます。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 例えばですが、私も他の議会を少し調べさせていただきました。成果報告書というものを決まったこういうフォーマットにして書いてあります。議員が内容と成果ということでこういうフォーマットで書きなさいと。ですから、このフォーマットの的にはこういったものを用意していただくと理解していいですか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 条例上は基本な部分だけでございますので、議員の皆さんの運用マニュアル、こういったところでそういったものを提供させていただいて、共通的な様式の中で市民の皆さんに公表していただくということになると考えております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 大体分かりました。公表せよという話の中で公表の仕方についてです。これについては現在どのようにすると考えられているのか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 審議会の中でも公表というより議員の皆さんの活動がオール恵那市として、例えば議員個人として議員だよりを年何回も発行されている方もありますし、ホームページをアップされている方もあります。それが全議員の皆さんではないという中から、あくまでもオール恵那市としての議員として全市民に分るように。例えば自分の出身の地域だけに報告をするのではなくて、全市にこういった報告をしていただく。そういったための経費として当然こういったものが使われるべきだというのが審議会の委員の皆さんの総意だという風に感じたところです。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; かなり深いところまで審議会では話していただいて、それが議員の資質向上に資することだと思います。提案ですが、フォーマットを運用マニュアルの中で作っていただいたときに、そのものをPDF化して議会等のホームページにきちっとアップする。

それは最低限できるのではないかと考えますので、その辺のことをぜひお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; これから規則やマニュアル等を作成していく過程の中で議会事務局としっかり調整をさせていただき、そういった経過の内容についても議員の皆様にも逐次報告させていただきながら、まとめてまいりたいと考えております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; いろいろ規制はしていただけるようですが、議員は議員としての主体性を持って、議員としての責任を果たそうとしてやってきているわけですね。そういう面から議会の中でも貰って今後どうするかと。9 月までに出せという格好の厳しい事まで指摘されているわけですけど、どのようにやっていくかについては一応事務局だけではなく議会の組織とも相談をしてまとめてあげていただきたい。それによって使いやすいものになると。議会も一緒になって考えさせていただきたい。

委員長 ; それは要望ですね。

5 番委員 ; それについて考えは持っていらっしゃるかねと。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 先ほど 2 番委員にもお答えをさせていただいたとおり、規則それから運用マニュアル、これについては議会事務局としっかり 11 月までの早急に打ち合わせをしながら作成をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 議会事務局という事ですが、議会事務局は議長の配下ですので、必ず議長を通して話をさせていただくようにお願いいたします。それから昨日ですが議会事務局のほうへ議員が政策研究について資料提供をお願いしております。これまでのリストを出してくれと。今日の委員会の審議に間に合うようにお願いしてありますが、まだ頂いておりませんができあがり了吗でしょうか。

(「マイクオフ」)

このようにして出させていただきました。議員もそれぞれ資料を貰って勉強しておりますので、報酬審議会のほうにもこのようにやっているよということは伝えていただきたいと思います。

委員長 ; それは要望ですね。5 番委員。

5 番委員 ; あと、1 万円では当然できないだろうという風な話だが、なぜ 1 万円にした理由についてお伺いしたいのですが。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 政務活動費の額の根拠というご指摘だと思いますが、かつて 24 年までであった政務調査費は 4,000 円であったという条例がございます。そういうことも踏まえまして、その後ゼロになっているということで額については審議会としても慎重に審議をさせていただきました。中でも特に県内の他市、近年制定をした自治体、そういったものを参考にさせていただき飛騨市、郡上市。飛騨市が平成 25 年、郡上市が平成 28 年に制定をしております。それから近隣他市の状況等を踏まえまして、額については 12 万円というのがこの飛騨市それから郡上市、そして人口規模が同程度の美濃加茂市、そしてお隣の中津川市、関市というような自治体 21 市中 14 市が政務活動費を条例化しておりますけれども、その内の 5 市が 12 万円という額でございましたので、まずはそういった額を一部として支給をさせていただくということからスタートしてはどうかというのが審議会の内容の結果でございます。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 審議会の意思というか考え方については頑張る議員を応援するという風な話を聞いているわけですが、そういう事からすると政務活動費のほうにシフトして歳費のほうは別扱いという風にしたほうが趣旨が反映された話になるかなと理解したわけですが、当局としてはこの 1 万円に固定した。思い切って 3 万円に。東濃で 1 番多い 36 万なんかは考えられなかったか、お伺いいたしますが。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 報酬審議会の中では報酬のアップという事も重要だろうと。特に若い世代が議員として活動していただくという部分での報酬というのは生活をしていく上で重要だということから今回の給与についての条例改正をさせていただきました。それにプラスする形でこの政務活動費につきましては、全議員の皆さんが活用していただけるのかどうかということについては状況を見ていかないといけないということです。使っていただいても使わなくても公開をしていくという事になりますので、そういった意味で 1 万円からスタートさせていただき、もしこの額が小額すぎるという議員の皆さんのご意見があれば、そういった内容についてはもう一度報酬審議会に介してもう一度議論をしていただくということなるわけですが、政務活動費スタートをさせていただくという中で今回の 12 万円という額を決定させていただいたところでございます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; この前の答申の中に付帯意見という形で、議員活動の状況を積極的に且つ明確に公表するなど議員の資質向上について 9 月議会までに議会改革協議会において議論し、そ

の結果を公表していただきたいという付帯意見が付いたという風にお聞きしておりますが、この真意と言いますか議員の資質が低いと言ったら失礼ですけど、その資質向上に向けてもっと積極的に活動状況を公表せよと、こういう風に素直に受け止めているわけですけど、実際に付いた議論の中身を噛み砕いてお聞きしたいです。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 先ほど2番委員の答弁の中でお答えさせていただきましたけれども、オール恵那市としての議員活動というのがなかなか審議会の委員の皆様にとってもよく理解ができておられない。議員だより等についても全戸には配布されておられませんが、地域にはしっかりと活動報告をされている議員の皆様がほとんどだということですので、市会議員として全市民に活動を分りやすく示していただくということがこの活動費を使った上での公表の仕方ということで、今回の条例案になっておりますので、どうかよろしくをお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 69 号 恵那市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第 69 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 70 号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。ご質疑ございませんか。

2番委員。

2番委員 ; 報酬審議会からの議員報酬を増額したらどうかという主な理由としては、近隣自治体と比較して報酬が低いのではないかというのが主な理由と捉えていいですか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 全国の類似団体 5 万から 6 万の市 22 市においては平均が 35 万 1,000 円というような数字です。そして県下 21 市においては 38 万 1,000 円というような数値となりました。こういったことを踏まえてですが、その前に前回の答申で給与については現状維持。ただし議員の定数について若干触れさせていただいた前回の 27 年 9 月 3 日の答申を頂いております。そういった部分から議員の皆さん自らが定数の削減という条例を出されたことに伴いまして、報酬について前回は現状維持だということでしたけれど、報酬についても配慮すべきだという議論からスタートしたという状況でございます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 確かに報酬の額だけで見れば恵那市は若干低いのではないかという、これは事実としてわかりますが、例えばいま議会としての活動というのが議会報告会とか市民との意見交流会、ワークショップ、そういった議会としての活動が全国的にまた東濃 4 市の中でもかなり進んでいます。そういった議会としての取り組みについて若干執行部からの情報提供。例えば多治見市議会なんか、要するに会期外の活動という事です。本会議、委員会、そういったものはたぶん同じような日程でやられているんですね。ですが、それ以外の議会報告会とか委員会での勉強会、そういったものについてはなかなか情報会、近隣の様子なんか報酬審議会の中で話されていたのかなど。その辺の状況を教えてもらえませんか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 報酬審議会の中ではその他市の議員の皆さんの活動がどうこうというところの議論はございませんでした。ただし、恵那市における議会のホームページ、こういったものについてそういったところがしっかりと情報として提供されていくことについての要望的なことはございました。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; いま言いましたように、議員個人としていう風ではなくて議会としてのこれから活動が重要だと。2 元代表制の中で機関として、そういう風に活動すべきではないかと。先進地の議会をみるとそのようになっています。そうなる恵那市議会としては、議会報告会がなんとか開催できるようになったということは事実してあるのですが、それに見直しなんかをしていきながら高めていくという事ですが、議員個人の資質向上だとかそういった議論しか話されていないという風でよろしいですか。その確認です。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; そういうことでよろしいかと思ます。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; なかなか厳しいご意見が多かったという風に思っていますが、例えば議会がこんなに頑張っているよとか、この辺は評価すべきじゃないとか、そういった話とかはあったのかなかったのか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; そういった議論は記憶にはございません。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 恵那市と他市を比較して2万円アップという話ですが、比較するのがちょっと違うのではないか。これは議員の生活というところまでも入っている、報酬というものについてはね。やはり市民の可処分所得はどうなっておるか、そういったことを比較してそこで論議すべきではないか。市民の代表という事ならば、それがベースではないかと私は思うのです。そういう視点ではどうだったのか。そのようなことについては論議されているかどうか、お伺いします。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; 今回ではございませんが、27年9月3日の答申の内容を見ますと、そこでの議論というのは、地域の経済指標を取り入れて考えるべきであるというようなこと、民間企業のように成果に見合う報酬という考え方も検討すべきである、こういった議論がなされた結果でございます。ただし、その中で長崎県小値賀町という町、いわゆる島でございすけれども、ここにおいて議員報酬が18万円でございますけれども50歳以下の議員は生活がとても大変だという事で、それに12万円プラスして30万円の報酬にすると。だから若い世代の議員を町の中で議員になってほしいという特別な条例を議会で制定をされた。そしてそれをPRしたんだけど、結果はそういった手を上げてくれる若い世代がなかったということもございました。恵那市においてもそういうことはできないのか、若い世代がもっと議員として参画していくような仕組みが作れないのかというご指摘やご質問等ございましたけれども、やはり若いからとか高齢だからとか1期目だからとか3期目だから、議員の皆さんの責任性それから公平性平等性信頼性、こういったものに差があるわけではないので、恵那市としてはまだ時期尚早だろうということで審議会の中では結論付けて今回の改定案を作成させていただいたところでございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; この件につきましては3月議会で定数を20から18にされるときに私も反対討論の中で申しましたが、定数を少なくしたから頑張る議員が当選するとは限らないと。要は議員としての仕事はどう市民に魅力的に映るかどうか、そこがポイントだと思います。

それは先ほどの小値賀町で12万アップ、若い人のためにと思い用意したけど、それに対する反応はなかったと。そういう事だと思います。だからいかに私達議員の仕事が市民にとって魅力ある仕事か、私もリスクかけてやってみようという風な気持ちになっていただくように示していくか、それが1番だと私は思います。ですから、定数を削減したから頑張る人が上がってくるというものではない。逆に言えば少数意見を持って立派な目標を言う子が出てこれないというようなことになってくると思うのですが。そういう面から言って議員報酬については上げるんだったら先ほども言ったように市民の生活をベースにして考えていったかどうかと、市民の反応はどうかということについても考えてやってほしかった。先ほどの頑張る議員という事で政務調査費のほうに上げたほうが市民に対する説明が議員としてもし易いと思うが、そういうところまで踏み込んだ議論はありませんでしたか。

委員長 ; 総務部長。

総務部長 ; そこまで踏み込んだ意見交換はなされておられません。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。本件に対する討論はありませんか。

5番委員

5番委員 ; 先ほどから言いましたように世間は年金が切り下げられる、消費税はアップする、非正規労働の格差拡大、アベノミクスはやったけど結局はダメだったという風な状況の中で果たして議員の報酬を上げることが市民に理解していただけることなのかどうか。そういう研究活動支援ならば、先ほどの言いましたように政務活動費のほうに充てるべきだというようなことであります。そういう点から今回の報酬の引き上げの条例改正については反対といたします。

委員長 ; 他に討論はありませんか。

2番委員。

2番委員 ; 反対の立場で討論いたします。理由としましては近隣市と比較して低いからという主な理由のようですが、5.9パーセント議員個人が増額するということはなかなか多くの市民理解は得難いのではないかという風に考えます。報酬審議会の委員はじめ、その他市民の皆さんからの声には議会そのものの評価というものが認められているような声は残念ながら耳に入ってきません。付帯意見にあったような議員個人の資質向上対策、同時に議会としての機能を高めていくということを議会自らが行動計画にして市民に周知していくことを約束して、はじめて報酬の増額というものをお願いすべきで

はないかと考えます。近隣4市では、すでに策定済みの議会基本条例に取り組んでいくという方向性もまだ恵那市議会にはありません。先日、瑞浪市の議員さんとの意見交換をしました。その時に瑞浪市は新たな議会の取り組みとして市民からの陳情というのがあるんですが、それを政策提言と捉えて常任委員会に陳情者の方を招致しましてプレゼンして委員会で議論すべきではないかという風に考えていますという意見を言っておられた議員さんがおられました。そういった取り組みの一つ一つを実績として重ねていって、初めて評価された時に報酬増額改正のお願いをすべきではないかと考えます。したがって今までの改正は反対とさせていただきます。

委員長 ;他に討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第70号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって「議第70号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に、「議第71号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ;ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第71号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第71号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 72 号 恵那市特別職報酬等審議会条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 72 号 恵那市特別職報酬等審議会条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第 72 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 77 号 平成 28 年度恵那市一般会計補正予算(第 1 号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 高等教育振興事業費のところでは 6 次産業学習関係というのがありますが、ここで学習支援コーディネーターの賃金が盛ってあるんですが、これはどういう事業をやってどういう方をコーディネーターとして雇われて賃金として払われるのか。内容が詳しく分かりませんので、説明をお願いします。

委員長 ; 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 ; コーディネーターというのは、いま 6 次産業学習で恵那南高校、恵那川上屋、それと恵那市が連携をしまして恵那南高校の活性化のために学習をすることで、その調整役としまして臨時職員を雇用しまして、その調整及びカリキュラムの内容、学習支援を行っております。

3 番委員 ; 6 次産業化で恵那川上屋とのあれはわかるのですが、具体的に川上屋と恵那市と提携してどういうことをやろうとしているのか。そういうのをお聞かせください。

委員長 ; 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 ; まず栗を素材といたしまして、実際に栽培する、これは草刈等も含めます。あと栗を収穫して加工し、最終に販売するということで行っております。また恵那川上屋のほうからは栗のマーケティングの授業、たとえば将来職業に付いたときにもこのマーケティングの授業というのは、就職してからの武器になると思います。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 先ほどのコーディネーターの件から含めて説明させていただきます。3者の連携の話はご承知のとおりだと思いますけど、臨時職員がおおよそ時給1,000円程度だと思いますけども、週4日で予算は取ってあったと思いますが、季節的に頻度は違いますがトータルしてそういうことでございます。生徒たちが明智から研修する場所が恵那西中学校の下の栗畑ですので、バスで運んだりしておりますので、その安全確保のための学校と畑との調整を事前にやったり当日同行したり学校との連絡調整が主な仕事です。そういう中で次年度本格的に実施するためのカリキュラム作りを主にしております。それから南高校の生徒には元々地域を学ぶという時間がどの学年にもございます。その中で、今回は6次産業を学習する、その題材は栗の生産加工ということで、4月から3月にかけての適時お世話をする節目のところでは体験をしながら、主に狙っているところは後半の流通販売。これが3年生の出口が明智商業以来の学習のコースに入ってきますので、このところを出口にして6次産業。要するに1次あるいは2次だけであると、やっぱり収入が少ないのでこれは6次産業を一手でやることによって収入が多く得られるので、この先恵那の地域でもそういうところにシフトして広げていけるというようなことを狙って、本年度については栗を題材にさせていただいておりますけども、この先は色々な方面、工業も含めて観光も含めて広げていきたいなという風には考えておるところです。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 中期的な目標と長期的にどうするかという視点でお尋ねします。6次産業学習という事で取り込まれるという事ですが、実際に全校生徒の方にこういった学習をして、例えばこの学習が市内の地元の企業に就職としてそこが結びついていくのかとか、自分で起業してやれるようなそういった見通し的なものを持ってやっていच्छるのかというのが1点。あと、南高校の存続に向けてという事で明知鉄道の定期補助も含めて一生懸命やっていच्छるところは理解できるのですが、県の4年後、3年間限定で頑張りますということで4年後に向けてはこの高校を6次産業の学習をきちっとしたカリキュラムしながら残せるという方向が確約できるのだろうか、その心配があるのです。それを見通した形で長期的にやっていच्छるということなのか。その

2点について、教育長さんにお伺いしたい。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; いま委員からご指摘いただいたようなとおり、狙うところは今までもそうですが南高校の生徒たちの主に就職。卒業後、就職していく生徒たちは恵那を中心とした東濃地区に就職していくのが他の高校よりパーセントが高いです。なので、より6次産業のようなところに目を向けて、併せて私ども以外の商工のほうの関係とかでは働きがけをして地元の企業あるいは商工会にご理解を頂くように働きがけをしておりますので、この連携を図って行きたいと思えますし、それから本年度の栗についても恵那農高の校長先生とも話をしたところですが、今は全体を学ぶという事で南高の生徒をやっておりますけれども、これからも全体を学びますけれども実際にやることはこの先恵那農高が前段、後段は南高校と。高校同士が連携をしてやっていけたらいいんじゃないかということで、先立て相談を教育長と校長レベルでやったところです。それから県教委の考えについては、私が確約できることではないものですから精一杯頑張っているところですけれども、いま現在、県内で10校名前が挙がっている高校、そしてその自治体との関係。その高校がその地域にどれほど必要な高校か。そして市がその高校に対してどれほどの連携を図り、支援をしているか。その様子を見て1つの参考資料にする。もう1つの参考資料は、定員に対する生徒の集まり具合。この2点がおそらくポイントになってくるだろうと思っておりますので、前半の部分については私は10校の中では1番やっているではないかという風に自分では思っておりますし、これが昨年度末からにわかにかかり始めた中で出会っても前年に比べると1年生の人数はとにかく増えましたので更に本年度末、その上を狙ってというようなことで働きかけをしているところです。確約というのは、すいませんがそのようなことで。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 私も県の職員の方と少しお話をさせていただいた時に、統廃合の対象になっている高校の中では南高校はすごい頑張っているという現実の評価は頂いていると思うのです。ただ県がやっています高校の枠組みの見直の高等学校活性化計画策定委員会そういったところの話では、これ議事録の確認なんです、実際に委員さんと話したわけではないんですが、いま瑞浪高校、土岐紅陵、恵那南、坂下その4校に対しては、ちょっとこのとおり読みますと、学力が不足する生徒が多いこと。進路先が多様であることなど共通点が多い。また坂下を除く3校については入学生の通学の範囲が比較的共通している。これらの事から4校の活性化については4校の状況を同時に整理した上での検討が必要となる。というような議事録が確認されておりますので、子ども

は確実に減っている中で恵那高や普通高校の定員が少なくならない中で本当に生徒の奪い合いという状況ですね。そうすると、やはり4校の中で整理されるのではないかと。これだけを読むとそのような気がするのです。そこを県との話しをきちっと南高校頑張っているのだから存続に向けてなんとか。どこまでやったらきちっと評価してもらえるのかということをやっておかないと、本当に今までこんなにやっても廃止というような事にならないかという不安があります。私学の定員も少なくなっていない、中京や麗澤も。そんな状況の中で県としてもう少しビジョンというものを示していただくように、是非とも市長さんはじめ呼びかけていただきたいと思いますが、その辺の県への呼びかけなんかの状況は市長さんいかがでしょうか。

委員長 ; 市長。

市長 ; 私はいま恵那南高校が無くなったとしたら、これは恵那市に、特に恵南地域のすごいマイナスになると思うのです。これは何が何でも残さないといけないという意識を持っています。その為にはいま恵那市の中学生の多くは私学のほうに進学している。何故かという、公立にそれだけの魅力がないのではないかということもあるかもしれません。我々は今まで高等学校というのは県立があれば県がやってくれるのでいいと。小中学校に関しては恵那市立ですので市が当然関与する。しかし高校に関してはほとんど無関心でした。こういう問題になって初めてそうなのかという話になった。現実にはそれをみて、県教委の活性化委員会もそうですし、県教委自身もそうですけど、3学級以下になるところは当然統廃合していくという意識は有り有りともみえるので、これは何が何でも残していかなければいけない。もう1つは何で3学級、2学級でもいいではないかという話があります。そうするためには県の考え方が3学級しか駄目という言い方になる。その辺のところを2学級でもこれだけの学校がこの地域のためにどうしても必要だと。特に私は南高校だとか恵那農高とか即就職する学生が多いところは、やっぱりその高校に行くかどうかという事を教育され、就職に有利になるかということも1つの魅力だと思います。だからいま6次産業の話をしていますけれども、それだけではなくて恵那南高校あるいは恵那農高に進学すればこれだけのノウハウを覚えて就職もできる。それを受ける企業者のほうが、ここの学校の生徒はこれだけのことをいろいろやっているので即戦力になるとか、こういう能力があるとか、そういうことが企業として重用されるようになればそこへどんどん就職できるようになる。そういう意味でここ1、2年が勝負だと思います。ですから全力を上げていかないと私は恵那南高校は統廃合の可能性があると思っていますので、むしろ県教委がどうこうではなく恵那市が学校をどのように考えて恵那市民がどのように考えていくかをしつ

かりした意識を持っていかないといけない。その意識だと思います。それを高めていく事が県教委に対する考え方だと思います。松川教育長とも直接話しましたけれども、その時松川教育長が言われたことは、高等学校は県立であれば当然県がやるんだということで無関心で。市が、市民がいかに高等学校のことを考えていくかが大切であると言われた。ですから、そういう事をしっかり見ていかなければいけないと思いますので、その辺を含めて今回は手始めですけれども、今後はあらゆる分野から支援をしていくべきだと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 総務費の地域自治推進事業費。モデル的に武並と岩村で行われるという事ですが、地域の人材を活用したモデルケースということがありますが、中身はどのような事を計画してみえるか、お聞きしたいと思います。

委員長 ; 移住・定住チーム政策推進監。

移住・定住チーム政策推進監 ; 今回の補正の内容はコミュニティ助成事業の補助金という事で武並岩村にそれぞれ助成するものであります。内容は、両自治連合会が自主的に地域イベントを開催する際のテントあるいはイベント用のテーブル、こういったものの購入を助成するものであります。財源は宝くじの収益を財源としております社会貢献事業という事業が1つ宝くじのメニューとしてあります。その中で昨年中に募集を募り昨年10月の時点で取りまとめをし、28年度事業として県を通じて自治総合センター、社会貢献事業を実施する一般財団法人ですけれども、そちらに申請をし3月に交付決定を受けたものを6月に補正したというものでございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今の件で他地域の状況。競合はなかったか。他所の地域はどうだったか、お伺いします。

委員長 ; 移住・定住チーム政策推進監。

移住・定住チーム政策推進監 ; これまでの交付実績をご紹介したいと思います。今年度は岩村町と武並町という事でありましたが、その他1地区から申請があったわけですが予算枠の都合上、これは不採択となったようでございます。昨年は長島町正家それから明智自治連合会。一昨年は山岡町。いずれも先ほど申しましたような地域イベントに利用するテント等の備品の購入が主でございます。更に遡りますと防犯の関係では、防犯関連の資材等の購入に助成を受けております。飯地でありましたり長島町でありましたり。それから平成19年には大井町でも防災倉庫の備品というようなものの採択を受けて助成をしている経緯がございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それでは繰越金を。去年と今年の繰越金。繰越金というのがなかなか分りませんので、比較がしにくいのですが。昨年がいくらで今年がいくらか、分りませんか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 昨年度は 15 億 9,000 万円ほどの繰越金になっております。今ちょうど決算が締めま
まして精査しておりますが、15 億近くの金額になるかなと思っておりますけれども、
まだそこはしっかり精査できておりませんので、決算で報告させていただきます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 教育費の中のコミュニティスクールについてお伺いします。このコミュニティスクー
ルという制度はいつから始まったのか。恵那市がこれをやるという風にしたのはいつ
なのか。そもそもコミュニティスクールというものについても説明していただければ
と思うのですが。恵那市が必要となった理由は。それから教育委員会での論議はどの
ようなのかと。その中でどのような意見が出てきたか、お伺いいたします。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; まずコミュニティスクールでございますが平成 16 年に法によって制定されました。
実際には平成 17 年から実際には全国でコミュニティスクールの指定が行われまして、
例えば平成 17 年でいいますと 17 校、現在平成 27 年の数字が出ておりますが 2,389
校という数字でございます。教育委員会ではどのようなことですが、まずコミュ
ニティスクールは学校運営協議会を設置している学校を指しますけれど、この学校運
営協議会と申しますのは地域と共に子どもたちを育てていくという趣旨の中で地域
の方のお力も借りながら学校の運営等を進めていくための協議会でございます。以前か
ら地域と協力してということは話題にあっておりましたので、実際にコミュニティス
クールと形で進めていこうという論議はその都度です。実際に議案等に挙がっている
訳ではありませんが、その都度確認をされてきました。そして今年度から国の導入促
進のための事業がございましたので、3分の1 補助ということでそれにも則りまし
て実際に恵那北中と山岡中を中心にして2つのところで導入促進にあたって実践を進
めていこうという風に考えております。その為の補正予算でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 教育委員会ではフレーズとしては出てきたかもしれないけれど、これについての論議
はしていないと。特に今回補正にしたのはなぜなのか。補正にするについての意見も
教育委員として皆さんの意見は聞いていないという理解でよろしいですか。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; 聞いていないというわけではございません。まず国のほうでこういう事業があるということを知りましたので、その事業に則って3分の1少なくとも補助していただけるのならば少しでもという事で、昨年の12月頃に分りまして3月に手続きをしました。その間にこういう事業があるのでぜひ進めて行きたいという話は教育委員さん方、教育委員会でも話題になっておりますので全く知らないということではございません。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; その内容は会議録で見させていただきます。山岡と北中にした理由はなぜでしょうか。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; まず恵那市は学校の規模が色々でございます。大きいところから小さいところまでございますので、まず中心部の学校で申しますとそれぞれでコミュニティスクールを立ち上げるだけの地域との協力体制がかなり進んでおりますが、例えばでございますが串原でいいますと全校生徒が十数名というところで保護者の方も少ないです。そういう学校であるのならばいくつか集まって学校運営協議会を立ち上げながらコミュニティスクールを進めたらどうかということで、山岡を中心にとというのはそういう形で進められないかということで計画をしております。また恵那北中学校につきましては生徒数が少なくなってきたという事もありまして、これからそういう地区でどのようにコミュニティスクールを進めていったらいいかということで1校中学校区ということで実践をしてみようということで始めました。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今のお話を聞くと、それぞれの学校が課題を抱えていると。その課題が何か、整理をして教えてください。こういう課題があったから2つの学校を対応しましたよ。教育委員会としてはこういうことが課題だと認識付けをして。わざわざ地域を巻き込んで市民を動員してやる話だと思います。それならば説得する材料がなければいけないと思いますので、なぜこのようにここが課題なのか、お願いします。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; まず平成29年度から恵南地区のほうではコミュニティスクールが実際にスタートできないかということでその為の準備も含めて、このコミュニティスクールの導入促進事業を進めております。またそれ以外の学校では、平成30年度から進めることはできないかという事で恵那北中校区をモデルにして行っておりますが、どの学校も地域と協力して学校運営を進めていかないといけない。一般的にはいじめとか少子高齢化や核家族とか色々ございますが、その全てがあると。例えばいじめがひどいからと、そ

うということではございません。そういうことも含めて、より良い教育環境を作っていくためには地域との協力が必要でございますので行うという事でございます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; モデル事業の取り組みとして、山岡と北中でスタートするのがいいのではないかと
いうことで取り上げられたと理解しておきます。これを導入するについて P T A や関係
地域との情報交換をやるやらんについては、地域と話はされているかどうか。地域と
一緒になってやってかないといけないという課題を持っている中で、地域や親御さん
たち、P T A とはこれをやることについての話はされているかどうか、お願いいたし
ます。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 今日お昼をはさんでたまたま北中で第 1 回目の運営協議会をやるので、私この会
が終わりましたら飛んで行こうと思っているところですけど、いわゆるインターネッ
ト等でコミュニティスクールという風に調べてみますと、一般的な形の事が書いてご
ざいますけども、私もあえて恵那市型コミュニティスクールという言い方をしてお
ります。一般的なコミュニティスクールというのは学校運営協議会が校長の 1 年間の
学校運営について協力もするが意見も言っていくというのが本来の形です。これは教
育活動だけではなしに人事だとか予算の使い方もろもろですが、私共が考えているの
は地域から出てきた声。特に北中それから恵南地区で。これはまだコミュニティスク
ールとはしておりません。導入促進ですのでその試みをするという段階ですけれど
も。1 つには、人口の流出が止まらない。この地で育った人達が戻ってこない。なぜか。
それは 1 つには子供の教育ということで言うと市街地でないと塾とかがないとか高校
に通うのが不便であるとか色々聞こえてくるのですが、それならば学習支援を 1 つや
りましょうと。もっと言うならば市街地で塾にお金を払ってではなくて山間地にい
ても塾に出せないご家庭であっても地域の協力を得て学習支援をしていけないかとい
うのが 1 点。もう 1 点は、中学校の規模が随分小さくなりましたので部活動が十分に
できない。いま恵那市で言いますと野球部が山岡と上矢作とか山岡と明智という形で
一緒になって試合だけ出るんですが、こういうことをもう少し組織化して地域で応援し
ていけないかということが 1 つ。もう 1 つは特に恵那は声が高かったんですが、地域
の伝統芸能であるとか継承していきたい事がたくさんある。これをもう少し地域と学
校が連携をして組織立てていけないか。このようないろいろ支援する領域を組織化し
て学校を応援するというのが、私がイメージしている恵那市型のコミュニティスク
ールですので、こういうことをずっと昨年から情報収集したり地域の方々とやり取りを

する中でそこを目指して本年度ちょっと試みをしていきたいと思いますということで始めさせていただきます。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; そうしますと、山岡という事に指定されたのは、山岡中ではなしに山岡地域というか恵南地域という風なお話も先ほど文化の話なんかも言われましたが、早とちりかもしれませんが統合に向けての地ならしを始めますよと。その為の補正予算として組んでいったと。事業は平成 16 年からあったんだけど、今回取り上げたということはそういうことだという風に市民が認識するんじゃないかなと思います。それで間違っているかどうかお伺いします。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 地ならしというつもりはございませんが、私共はご承知のとおり恵南地区の中学校を統合していきたいという願いは持っておりますし、それと平行して先ほど申し上げた状況がある。1 個 1 個でやっていくにはとてもスタッフがないので、恵南地区の位置的に中心である山岡中学校の会場を借りてとりあえず学習支援をやっておりますけれど、このあとの地域活動であったり部活動であったりすることはこの後の話になってくると思います。そのようにご理解ください。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それについては分りました。これについて地域の受入れ能力、容量、キャパがあり受け入れられるかどうかと、指定されても。そのような事が全国ではいろいろ問題になっているようです。いま教育長さんのお話を聞けば、これはこれからというような話もするわけですが。あと地域との関係でいくと小学校では学童保育、これが放課後大変なんです。先ほどまでの理解でいくと、学童保育があって今度は放課後子ども教室があって、また新たにこれが出てくると、それは大変だなという風に感じたんですが、それとは全く関係ない話ですね。ただ私らとしては、親の意見としては放課後の子どもをどうしてくれるか。それについて教育委員会も計画立てて、自分のところの学校の子どもが放課後どう生活しているかということについて自分の仕事として位置づけして対応していただきたい。そのようなことをこのコミュニティスクールで検討していただく事はできないか。そのようなお考えはいかがでしょうか。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 大変、いいところを指摘していただきありがとうございます。最終的にはそういう風になっていけば本当にいいと思います。地域全体で小学生とは言わず中学生と言わず子どもたちを応援していける体制ができれば一番良いと思いますが、今の段階で言う

と地域にそこまでの組織力がないので、言葉は悪いですが私共から仕掛けていますか学習支援にしても、それからこの後やっていこうと思っている学校の中での余裕教室を活用した学童にしても、関係機関と連携しながらやっていきますけれども、今言われた放課後子ども教室も地域の例えばおじいちゃんやおばあちゃんとかそういう方々が応援して下さるとか、そのようになっていたら本当に理想だなと思っております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 当面困っているのが学童保育。部屋がない、親の希望は教室でと学校でという要望もありますので、これについては自分のところの子どもたちの放課後だという風な意識です。いろいろ教育上の施設管理では心配な事もあるかもしれないけれども、それは地域を信頼していただいて是非とも学校を空き教室を一杯でも詰めて。市議員の答弁でもあったけれど、もしかしたら特別支援の子が来るかもしれないので、その為に空けておかないといけないなんていうそんな答弁を聞いて本当に恥ずかしかったですけれど、そのような事がないようにしっかり積極的に子どもたちに対応していくということで対応していただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

委員長 ; 副教育長。

副教育長 ; まず各学校の現状を見て来る。今までもいろいろ調べたりするんですが、紙の上だけの部分もありましたので昨年度末から実際に見に行つて。例えば明智小学校で言いますともう既に動き始めております。場所も確保してという事で。動き始めているというのは学童の場所を確保して工事を進められるような段階に来ておりますので、それぞれ早急に見に行つたりして、まずできるところから。学校の構造上、非常に難しいところもあります。そういうところもいずれは学校内に学童を作るというような前提の下で取り組んで行きたいと考えておりますので、よろしく願います。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 今のコミュニティスクールの件でまず学習支援に取り組むという事で、これは親にとっては子供にとっても勉強を教えていただけるという事で純粋にありがたい、うれしいお話だと思いますのでぜひ応援したいと思うのですが、やはりコミュニティをどのように巻き込んでいくかというところで、例えば足の問題でもしかして来られなくなるとかそういった問題が今はあるのでしょうか。もしそういうのがあれば、是非その地域との連携の中で移送をお願いしていくとか、そういう風で是非地域を巻き込んでいっていただければ。地域も子どもの居場所とか学習の場を作りたいという風で、それぞれの地域計画の中にも書いてあることですし、是非巻き込んで今後そういった見

通しを持ってやっていただけたらと考えるけど。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 本年度について山岡会場の送り迎えは保護者の責任の下にお願いをしている段階です。北中のほうの生徒たちは帰らずにそのまま居ますので、帰りだけという事ですが保護者さんとのやり取りの中では、例えば中野方地域では7時15分にちょうどバスがありますのでそれに乗せるというような話をしました。その他の飯地とか笠置については保護者の責任の下にということで。保護者さん同士が連携を取りながら助け合うということも一方で大事だと思います。自分の子どもだけでなしに。これが膨らんでいって地域が応援する形になっていく。全部こちらで段取りをしてとなったときには、まるっきり地域はそれにおんぶに抱っこ、これではいけないと思うのです。地域で運営する力を持たなければいけないという願いを持っていますので、様子を見ながらアドバイスをしながら、あるいはお手伝いをしながら始めたばかりですのでこの後いろいろ問題点も出てくると思いますので、考えていきたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 77 号 平成 28 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入歳出所管部分）」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第 77 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; ここで 10 分間休憩し、11 時 40 分から再開いたします。

執行部の皆様はこれでご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(午前 11 時 28 分休憩)

(午前 11 時 39 分再開)

委員長 ; 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。それでは、「**請第 2 号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書**」を議題といたします。始めに議会事務局長に請第 2 号の請願内容を朗読させます。よろしくお願ひします。局長。

議会事務局長 ; それでは、定例会関係書 22 ページをお願いいたします。平成 28 年 5 月 18 日、恵那市議会議長 堀光明様、戦争はいやだ！平和がいちばん！恵那市民の会、代表者加藤昌宏、住所、恵那市山岡町原 1185-4、紹介議員、遠山信子、平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書、請願の趣旨、平成 27 年 9 月、平和安全保障関連法が多くの国民の反対を押し切って強行採決されました。さらに今年 3 月 29 日に同法が施行されました。歴代の自民党政権は集団的自衛権について憲法上「認められない」「行使できない」としてきました。しかし、平成 26 年 7 月に安倍内閣は集団的自衛権の行使容認を閣議決定してきました。昨年の平和安全保障関連法案をめぐる国会の論議の中で憲法学者や元内閣法制局長官までもがこの法律は憲法違反であると証言しました。国会周辺や全国各地で「戦争法廃案」を求める集会やデモが繰り返し行われました。今まで関心が薄いといわれた若者や若いママたちも声を上げるようになりました。廃止を求める運動は今年になってからも続いており、5 月 3 日の憲法記念日には東京で「戦争をさせない・憲法 9 条を壊すな！」憲法集会には 5 万人が集まりました。当日、戦争法廃止を求める署名が 1,200 万人を突破したと発表されました。この法律の問題点は日本が攻撃されてもいないのに集団的自衛権を行使して、アメリカの手助けをすれば、日本自体が先制攻撃をしたことになり、反撃を受けることです。今まで戦死者を出していなかった自衛隊が文字通り「殺し、殺される」危険性が高まることです。また、この法律は「憲法によって権力を縛る」という立憲主義に反することです。戦後 70 年「9 条のもとでは集団的自衛権の行使は許されない」とされていたのに、一内閣の判断で憲法解釈を 180 度覆すことになりました。これを許せば民主主義の基本である立憲主義がないがしろになります。よって地方自治法第 99 条の規定により政府、衆議院、参議院に意見書を提出するよう請願します。請願事項、平和安全保障関連法の廃止を求める意見書を国に提出すること。続いて 23 ページをお願いいたします。平和安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）、平成 27 年 9 月、平和安全保障関連法が多くの国民の反対を押し切って強行採決をされました。さらに今年 3 月 29 日に同法が施行されました。歴代の自民党政権は集団的自衛権について憲法上「認められない」「行使できない」としてきました。しかし、平成 26 年 7 月に安倍内閣は集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。昨年の平和安全保障関連法案をめぐる国会論議の中

で憲法学者や元内閣法制局長官までもがこの法律は憲法違反であると証言しました。国会周辺や全国各地で「戦争法廃案」を求める集会やデモが繰り返し行われました。今まで関心が薄いといわれた若者や若いママたちも声を上げるようになりました。廃止を求める運動は今年になってからも続いており、5月3日の憲法記念日には東京で「戦争をさせない・憲法9条を壊すな！」憲法集会には5万人が集まりました。当日、戦争法廃止を求める署名が1,200万人を突破したと発表されました。この法律の問題点は日本が攻撃されてもいないのに集団的自衛権を行使して、アメリカの手助けをすれば、日本自体が先制攻撃をしたことになり、反撃を受けることです。今まで戦死者を出していなかった自衛隊が文字通り「殺し、殺される」危険性が高まることです。また、この法律は「憲法によって権力を縛る」という立憲主義に反することです。戦後70年「9条のもとでは集団的自衛権の行使は許されない」とされていたのに、一内閣の判断で憲法解釈を180度覆すことになりました。これを許せば民主主義の基本である立憲主義がないがしろになります。立憲主義を回復するためにも平和安全保障関連法の廃止を求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年月日、岐阜県恵那市議会、内閣総理大臣、安倍晋三様、参議院議長、大島理森様、参議院議長、山崎正昭様、以上で説明を終わります。

委員長 ; ありがとうございます。次に請願者より、趣旨説明をしたいとの申し出がありますので、同席して説明をいただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今回の請願につきましては、ただいま請願の趣旨について事務局長より、朗読をいただきました。この件につきましては、関連として昨年の6月議会で「平和安全法制の取り下げ意見書の採択を求める請願」それから9月の議会、昨年の9月議会でも「平和安全法制の強行採決をしないことを求める意見書」のそれぞれ請願がありまして、それぞれ代表の方から趣旨説明いただきましたが、内容につきましては、今回はこれの廃止を求める意見書ということでございますので、今回の朗読で趣旨等はだいたい網羅されておると思いますので、呼ばなくてもいいじゃないかということで、反対とします。

委員長 ; 他に異議ありませんか。5番委員。

5番委員 ; びっくりした反応なんですけど、これまで恵那市は開かれた議会ということで、市民の声を聞いてということで、当然ですわね。市民の代表ですので、それで対応するのであって、今新政会のほうから前趣旨は聞いておるしということでありますが、前の2

回が採択されておればいざ知らず、それが否決されておると、そしてその後の今の動き、国政の動き、地域の動きなどからも是非とも恵那市民の声として、これを国に上げて欲しいと今現在の、いよいよ3月29日のもう自衛隊が海外行って、殺し殺される事情な状況になつとるけれども、そういう状況になっておるから、特にお願いしたいというふうなことで、請願を出されたというふうに私は理解するわけではありますが、本当に直に請願者の声、市民の声を聞く。そのための請願といえ、他にはなかなか市民の声を直接聞くというということはありません。わざわざ地方自治法でこのように規定しておるものをなぜここでカットするのか、排除しようとするのか、それがわかりませんので、それはそうでは無く。やはり市民の意見を聞くべきだということで、もう一遍お考え直しをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 ; 他に異議ありませんか。2番委員。

2番委員 ; さきほど、議案の時にも私少し言ったと思いますが、請願とか陳情は、市民のそれこそ政策提案という中で開かれた議会の中で、これからは受け止めていく。議会としての方向性を持つべきだと思いますけども、今回委員会ということですが、やはり政策提案として市民の方をきちっと呼びするべきではないかと思います。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; さきほど4番委員が言われたように、昨年6月と9月に同じような趣旨、一つは取り下げを求める意見書、これをやらないという法律が3月にこの法律は成立しております。これを国民のみんなが「これをやらん方がええ」ということではないわけで、これは戦後70年こうして専守防衛できましたけども、今の情勢を見ても特に中国だとか、北朝鮮だとか、そういう国が核を保有しているような国が出来てしまつて、戦後すぐにはそんなことがなかったと思いますけれども、今は随分変わっております。ですからこのことについては意見を請願者からもらわんでも、紹介議員と交えてやれば、私はいいと思います。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; さきほど、休憩時間に外へ出たところ中日新聞の記者も来てみえました。またこれは余分な話かもしれませんが、11月には市会議員の選挙もあります。市民の声を聞かずにの門前払い。拒否をすると、こういう態度で恵那市議会はとてもじゃない、信頼は維持されていかないと思います。せつかく足し無い税金で月1万円、12万の政務活動費を配慮すると、そして私は反対しましたが、毎月の報酬のほうも上げると、そういうふうな市のほうの配慮がありながら、任務である地方自治法で規定された市民の声を聞くというこの制度までも、窓口で拒否をしてしまうということは、言ってみれば言

語道断というふうに思いますが、これはこのような状況を判断された恵那市の同じように戦争で苦勞した先祖がみえるわけですが、その子孫である私たち、ここにみえる方がそのような判断をされるということは、よほど自民党が今、安倍政権が市民の声に押されとると、それであがけというふうに私は理解するわけですが、そうではなしに恵那市は恵那市の議員としての良識を示して、やはりそこまで来ていただいております。請願者から意見を聞くことぐらいはやってもいいんじゃないかと、それすら拒否をするということとはとてもじゃない我慢出来ませんので、何とかありませんでしょうか。

委員長 ; 他にありませんか。

ありませんので、これから採決を行います。請願者により趣旨説明をしていただくことに対して賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって請願者は呼ばないということに決しました。次に請第2号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 異議なしということで、紹介議員からの説明を聞くことに決しました。紹介議員からの説明は、本日に求めることにいたします。紹介議員の入室をお願いします。

(紹介議員入室)

紹介議員 ; 紹介議員の遠山信子です。よろしくお願いします。

委員長 ; 請第2号の紹介議員であります遠山議員におかれましては、お忙しいところ誠にありがとうございます。紹介議員より趣旨説明をお願いいたします。

紹介議員 ; 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の請願をされた戦争はいやだ！平和がいちばん恵那市民の会のみなさんから委託を受けて、紹介議員をさせていただきます。よろしくお願いします。昨年の6月にこの平和安全関連法案を採決をしないで下さいという意見書が出ましたときに、市民の代表の人ここで説明させていただけることがあって、本当に開かれた議会かなと思っておりましたが、今回とても残念に思います。この意見書は昨年の6月、9月に出示された平和安全保障関連法を可決しないで下さいという、そういう意見書でしたが、今回はこの平和安全保障関連法を廃止して下さい、廃止して下さいという、こういう意見書ですので、随分中味は違います。そしてここの中では、私たちが本当にびっくりしたことは、おとしです、7月に安倍内閣は突然集団的自衛権の行使容認を閣議決定したということで、日本の国が本当に大切にしてきた憲法9条の解釈を一内閣で変えてしまうということがおきました。これ

に対して、これは明らかな憲法違反ではないかということで、法律学者の9割の人たちが、こんな憲法違反してはいけないと大きな声を上げ、その後昨年9月19日に平和安全保障関連法が可決されました。この時の可決の方法は明らかに強行採決といわれてもやむを得ない、そういう可決の仕方でした。これに対して、多くの国民が「これは止めて下さい」と声を上げておりました。そしてこの3月29日からは、この平和安全保障関連法が施行されるという日になってしまったわけです。今国民の多くの人が本当に怖がっています。南スーダンとかで自衛隊が援助に行っておりますが、こういうところで1発でも鉄砲が放たれ、殺し殺されるということが起きたら、それが戦争に拡大されるということが、本当に目の前に来てしまったということで、とてもたいへんなことだと、多くの国民の人がこの法は廃止するしかない、今声を上げています。このことをこの意見書に上げて欲しいと強く言っております。そしてこの法律は、憲法によって権力を縛るという立憲主義、この立憲主義は世界中の多くの国がもう立憲主義の立場に立っていることで、憲法が国の一番大きなきまりであり、その憲法の下に法律があり、国民は法律を守らなければならないが、公務員、議員その人たちはこの憲法を守らなければならない。これが立憲主義でこのことは私たちがずっと大切にしてきた平和憲法、この中に書かれております。最高法規、この中の第97条、98条、そして99条にそのことが謳ってあります。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と、このことが覆されたら、私たちの国は立憲主義では無くなってしまいます。今この出されている請願は、この立憲主義を覆ってしまったら、私たち国民が何にすがって生きていったらいいのかと、日本の国はたいへんな危機に侵されていると思います。このことを説明して、是非この意見書を上げて下さいというこの請願です。是非この請願者の意見を通して、この意見書、請願に賛成いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ; それでは、本件に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。5番委員。

5番委員 ; 残念ながら、請願者から市民に直接声を聞けなかった。本当に残念で申し訳ないわけですが、そもそもこの法律になってしまったわけですけども、これが今後恵那市の子どもたちにどのような影響を及ぼすか。これが私は危惧するわけですが、紹介議員として、このことについてどのようなご見解でしょうか、お伺ひいたします。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; この立憲主義は、日本の国のこの憲法を本当に戦争しないと、このことが謳ってあるこの憲法をまず大事に掲げ、戦後70年間やってきたわけですが、この中でこの憲法

のもう一つの大きな憲法9条、戦争しないと、もう一つの大きな憲法の柱は、個人の人格は尊厳、個人の尊厳、このことが謳ってあるのが憲法です。私たちの人権は尊重されるんだと。このことが憲法13条にしっかりと謳ってありますが、もしこのことが侵されて、政府が自分の思うとおりに集団的自衛権を行使するようなことが起きましたら、私たち国民の個人の尊厳は尊重されない。こういう国になる。このことを最も恐れております。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 今まで自衛隊は国内、国を守るということだったのですが、もう既によその国と、よその軍と一緒にいろいろな演習をしとると。これまでは演習だったけど、今度は人殺しということまでやるわけですが、それについては、かなりの戦費が必要になると。これについて、ですから消費税をとということもあるわけですが、この戦費について、市民、国民が納得するかどうか。それについては紹介議員はどのようなご認識でしょうか。消費税の話もありましたがいかがでしょうか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 戦争は最もお金の無駄使いのことですので、今貧困6人に一人は子ども達が食べるものも飢えるという日本の貧困率の中で、戦争に使う膨大なお金はこの国には無いと私は思います。もしそれに使ったら、最も政府のお力がどういふ政府かとためされると思いますので。あつてはならないことだと思います。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 最も私の心配するところは、その憲法によって権力を縛る立憲主義に反しているのではないかという法学者、弁護士会、いろんところで声が出ています。それで今後この法案だけではありません。今の政権が立憲主義に反していくようなことをとっていく。そういう恐れというのは、今後どんな見通しであると思われますか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 最も恐ろしいことは、この出来た法案を施行できると憲法を変えるということが一番恐ろしいことです。このことが一番恐ろしいことだと思っております。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; 今自民党から出ている憲法の改正案というのを少しだけですが見ていると、やはり立憲主義については少し違うのではないかとこのところがあると見受けられますが、紹介議員はどのように思われますか。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; (今の自民党の政権で出している改正案、もしご存じであれば、その辺のご意見を聞

かせて下さい。) さきほども何遍も申し上げましたが、私たちの今の日本の国の憲法が最も世界で最たるものは、戦争を放棄しているということで、しかも憲法第9条の第2項ですね。あらゆる戦力は持たないと言っていることが日本の国の憲法の最も最たるところで、そしてまたこの憲法が何によって出来ているかと言ったら、これは国民が主人公であり、国民の人権が尊重されるんだと、先ほど言いました13条に書かれているわけですね。そして戦争が起きるということは、この13条がその私たちの国民の一人ひとりの人権が拘束されるということになると思います。憲法13条について、自民党の素案も読まさせていただきましたが、ここでは私たちは国民は、個人は、ごめんなさいね。正確に言います。「国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福に追及対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と書かれておりますがこれが自民党の案によりますと「すべて国民は人として尊重される。」というふうに書かれております。そして幸福追求に対する国民の件については、公共の福祉に反しない限りとここには書いてありますが、公共の福祉に沿いなさいと、個人が我慢しなさいというふうに書かれております。今正確にはこの書類がないので言えませんが、この第13条私たちが個人の尊厳が書かれていることについて、人として、人というのは、生物学に分類すれば、猿や犬と同じ扱いです。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 意見書の対応ということで、率直にお尋ねしますが、私は平和安全保障関連法が整備されたことによって、国が守られるということで思っております。ところが先ほどからお聞きしとると、この法案を廃止すると、廃止すればこの安全が守られるか、どうかということをお聞きするわけですが、その辺のご見解を紹介議員にお聞きしたいと思います。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; この法案は、この法案がある限り、先ほど何度もこちらの議員さんからも出ましたが、例えば1発どこかで自衛隊が鉄砲を放ったりすることが起きて、戦争が起これると、なぜなら今までは憲法9条では、日本は戦争は出来ないと、憲法9条第2項であらゆる軍備は持たないというふうについておるわけですから、陸海空その他の戦力はこれを保持しないといっているわけですから、それに交戦権を認めてない。これがひっくり返して、交戦してもいいというこの条件を持っているこの法案がそのまま、もし施行されたら、再び戦争の惨禍が起きるということが大きく想定されるということで、国民の多くの方が声を上げて反対だと、しかも多くの若いママたち、多くの若い学生

たち、この人たちも自分たちの未来がないということで声を上げています。そして片方でいうお考えの方の中には、抑止力が必要ではないかと、今最も怖いのは北朝鮮が攻めて変なことをいっぱいやっている。あるいは中国が近隣の島や陸を流路しているからその時に攻めてきたらどうする。そのためには大きな抑止力があるではないかと、いうふうに言われております。だから必要なだと。しかし歴史的に見てみましょう。私たちがこれは今から 79 年前ですかね。日本が中国での戦争が始まったときは、1 発の、まだお互いを殺し合ってもいないのに 1 発の銃声が大きな戦争につながっていき、太平洋戦争につながっていったわけです。今この私たちのこの抑止力と声もありますが、進んだ成人した国民である私たちは、これは平和に外交しながら解決していくと。このことが最も大切な人間が進歩した筋道ではないかと。そして憲法 9 条を守ってきた日本国民の進む道ではないかと私は思っております。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 先般もお伺いしたところですけど、その今の戦争を放棄するという 9 条で謳っておるんだけど、実際に安全を守るためのそういうものは反対、反対、廃止、廃止、だけで本当に日本の国民は守っていけるか。こういう状況の時にこれはある書物に書いてありましたけども、戦争放棄した国はスイスが戦争放棄しておったんだけど、今でも戦争は放棄です。但し若者は 2 年間、教育訓練というか、その日本人という自衛隊のどこへ入って、そしていざというときには自分たちで守るんだということで、訓練を受けた人には移住を持たせるという。こういう国のやり方でそれまたぶん賛成反対の意見もあったと思うけれども、但し銃はそれぞれの家に持っとれよ。んだけど玉はその専用のものでしか撃てんということで、もし何かあったときには安全は自分たちで、自分で守るというこういうこと。ただスイスは海がない国ですから、その銃だけでやれるけど、日本の場合は海に囲まれているとこだから、どういうふうに安全を守っていくかということが非常に難しいと思うがどうかね。日本の安全を守っていくという。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 憲法 9 条の解釈、歴代の解釈では集団的自衛権の行使は認めないということが歴代の内閣でずっとしてきたわけですし、集団的自衛権の行使ということは、国外へ出て行っての武力の行使ということですから、このことが今度のこの安全法制の関連法の中では国外に出て行って、それが可能だというふうに謳っていることについて、これは憲法違反だというふうに言っておりますね。今までは憲法 9 条に関しては個別的自衛権に関しては、それはやむを得んと。例えば泥棒が入ってきたら、泥棒にやめてとい

うことは個別的自衛権ですので、そのことは従来から認められたことではなかったかと思えます。ただ今本当に大きな問題は、集団的自衛権の行使、海外へ出て行って何をするかと。このことが大きな問題だというふうに思えます。最もそれにつけても、私たちが個別的自衛権を行使しないで済むように、近隣の他国とはちゃんと6カ国協議とかをしながら、外交も進めしていくことが大切じゃないかなと思えます。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 請願者にお伺いをするわけですが、実は3月29日、この戦争法という平和安全法が施行された日、この時に私のところへ手紙が来ました。この方は古屋亨、古屋圭司さんの先代になるわけですが、その時の選挙参謀をやった方です。恵那の駅前で商売をやってみえた方、今でもお父さんなんかやってみえる方ですが、その方から私の方へ手紙が来ました。ちょっと紹介させていただきます。「安倍首相はあくまで自衛のための処置とっているが、果たしてどうか。自衛とは自衛隊の長の立場の多くが命の損引きを考えていると、書いてあった。私たちの軍体の思い違い。守りだけの軍隊とは兵士の武器の扱いも迷いが出ることと、むしろ気の毒な方たちだと思える。人が命をかけるとは、人として最後の力、判断、努力が必要である。」すいません、この方は戦争の体験をされた方です。最後の軍人と言ってみえる方ですが、「こんな安保法だけで国を守るなど、防御、防衛と自衛とどう違うか。前者はその理由判断により、決心して戦えるが、後者は自衛の言葉の中では命がけとまでは戦う気持ちにはなれまいと、元兵士、自分は判断する。ということ、自衛隊の方たちはこの日本を守る。自衛隊と信じて入隊した人が多いと聞く。今度の安保法は海外派遣もあり、途中対戦ともなれば戦闘とでもなることもあろう。撃たれば撃ち返さなければ命も落としかねない。撃ち返して相手に当たれば、相手は命を落とすこともあろう。万一そうなれば、その人は一生人を殺したトラウマにさいなまれることになってしまう。病気よりも辛いことである。私もあの空爆の下の地獄へは、私の脳裏から消え去らないでいる。せっかく戦争放棄の平和憲法を持たた日本人として、安倍さんに言いたい。人は世界中みんな人としては、同じ人間である。他の動物ではない。考え方や習慣が違うのは当然のこと。武器を持たれば野獣と化す。いかなる理由であろうとも、人を殺してはならない。自分もトラウマで殺されると知ることである。」このようなお手紙をいただきました。紹介議員のほうとして、このお手紙出して、感想を聞かせていただきたいと思えます。

委員長 ; 紹介議員。

紹介議員 ; 本当にそのとおりだと思います。私たちが戦後70年間この憲法で私たちの人権や、

それから命守られてきたわけです。今訴えられているように、私のお家にも近所に 85 を過ぎた人たちが、あんたに言いたいと。何としても今度のこの前 9 月の時にこの法案、通してはあかんって何遍も頼みに来られました。そしてこの法案通ってしまいました。じゃ何としても廃止して施行しちゃあかんに、今そういうふうに言われています。これが、施行されることが起きるようなことがあったら、本当に私たちの日本の国の平和は保障されなくなると思います。先ほどの憲法のことが出ましたが、憲法がもし変わるようなことがありましたら、この中で大きなことの中に緊急事態法というのが、また用意されておりますが、緊急事態がされたら、一遍に国民の今いる自由も束縛されるわけで、このことはその後の国会で通らない限り、元に戻らないわけです。だから、私たち本当に子どもの今の言われたことを通し、後々の子どもに残してあげるということは、一人ひとりが自由に生きていいよ。一人ひとりの人権は尊重されるんだよ。この憲法のこころを大切にすること。このことが今私たちがこの法案を廃止するということにつながるというふうに思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結します。ここで紹介議員には退席していただきます。たいへんありがとうございました。

紹介議員 ; ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

(紹介議員退席)

委員長 ; 次に本件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

5 番委員 ; ちょっとその前に、すいません。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; これまでの紹介議員とのやりとりの中で一つ考え直してもらうわけにはいかんでしょうかね。こんなこと絶対恵那市の代表ですので、やっぱりこれ間違っておるよと。こんな戦争をやってはあかんのやと言う恵那市民の声を議会でしか出来ないです。議会の任務として上げることは出来んでしょうか。

委員長 ; 他に討論はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 意見ですけど、私これには賛成なわけですけど。反対とおっしゃる方の意見がちょっとお聞きしたいんですが、特に立憲主義の否定ということをいろんな方が言われている。その立憲主義について結局権力の暴走を止めるという意味の、その大事な国民のための憲法というそういった視点がどうも政権にはないように思われます。この辺の

立憲主義の考え方について、どのように思われているのかちょっと意見が聞きたいな
と思います。

委員長 ; 紹介議員がもういないので、この中の。それに対して何か意見ありますか。感想、意
見。4番委員。

4番委員 ; あくまでも意見書を採択するかしないかということだもんで、それはみんなそれぞれ
の考え方で採決すればいいと思う。

委員長 ; わかりました。他に討論はありませんか。5番委員。

5番委員 ; 何度も言いますように、これは憲法違反のものであり、立憲主義を否定するこの安保
法は一刻も早く撤回するべきだと思います。私も議員になって今年で12年目です。
最初から本当におこがましいですけども、憲法は私のところということで、ずっと政
治活動をさせてもらいました。そういう面からいっても今はこういう職にあるもの
として、やはりこれをこのまま許して、そして恵那市から志願兵とか、そんな格好で徴
兵されて、出かけて行くような時代になる。そもそもそこへ行くまでに、ものがしゃ
べれなくなる。すべて権力に握られてしまう。石破さんが言ったように、敵前逃
亡は許されないと死刑だということまでしないとこの戦争は出来ないと覚えてお
りますが、そういう事態が逆に言えば、刻々と安倍政権の中で企まれておるわけ
ですが、そういう面からも地方自治体の方からもうすでに各所の自治体から戦争法廃止の
意見書が上がってきております。保守の人たちも一緒になって、これやってみえます。
そういう面からいっても、やはりこれは、この請願は通していくべきだというふう
に思います。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。
(なし)

委員長 ; 他に討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「請第2号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書」を採
択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長 ; 挙手少数であります。よって、「請第2号」は不採択すべきものに決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題は終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任

いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、平成 28 年第 4 回総務文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後 0 時 23 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 近 藤 純 二